

浜田よしゆき 議員	一般質問・・・1
水谷 修 議員	一般質問・・・9
島田けい子 議員	一般質問・・・16
他会派の一般質問項目	・・・・・・24

●京都府議会 2020年6月定例会一般質問が6月18日、19日、22日に行われ、日本共産党の浜田よしゆき議員、水谷 修議員、島田けい子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

浜田 良之議員（日本共産党 京都市北区）

2020年6月18日

今回のコロナ禍を受け、京都府の観光戦略の見直しを

【浜田議員】 日本共産党の浜田良之です。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問します。

今回のコロナ危機を通じて、あらためて政治と社会のあり方が問われています。経済全体のあり方も、一方で内需・家計に犠牲を迫らせながら、もっぱら外需に依存してきた経済のあり方、さらには医療・介護など人々のケアに必要な物資、食料、エネルギーをも海外に頼ってきた経済のあり方が、この機会に見直されるべきではないでしょうか。

私の地元の金閣寺周辺をはじめ観光地周辺の飲食店では、外国人観光客に依存していたこともありコロナ感染防止のための外出や移動の自粛による観光客の激減によって、ほとんどの店が休業に追い込まれ、廃業した店もあります。京都の北部地域では、観光客の激減で、民宿は軒並み休業に追い込まれ、このまま廃業せざるをえないところも少なくありません。そうなれば、ほとんど地元雇用の従業員が失業することになります。あらためて、外需頼みの経済、外国人観光客誘致中心の観光政策のあり方が問われているのではないのでしょうか。

京都新聞は、5月27日と28日の2回連載で、「コロナのあとさき」と題して、京都のインバウンドに頼った観光政策の検証を行なっています。そのなかでは、専門家から「行政は今回の教訓を生かし、地に足が着いた観光政策に取り組むべきだ」という声が上がっている、と指摘しておりました。

2月議会の代表質問で、西脇知事は、「京都府では『京都府観光総合戦略』におきまして、国内外からの観光客が広く周遊滞在し、地域の活性化や観光消費の拡大につなげるためにも、府域における多様な宿泊施設の確保を目指しております」と答弁され、昨日の代表質問では、「インバウンド観光に偏重してはいない」と答弁されました。しかし、実際には、外国人観光客誘致に偏重した観光戦略によって、オーバーツーリズムと言われる事態も起こりました。それなのに、「京都府観光総合戦略」では、「外国人観光客が宿泊しやすい施設の誘致・整備」「外国人観光客が快適に安心して旅行できる環境整備」など、さらなる外国人観光客誘致に力を入れようとしています。今回のコロナ禍を受けて、京都府の観光戦略そのものを見直すべきではありませんか。府内及び国内の観光客の誘致に重点を移すとともに、府域内での消費を喚起するために内需をあたためる経済政策に転換すべきではありませんか。お答えください。

観光戦略に関わって、大阪府・大阪市が、関西の観光戦略の中心に位置づけて、万博と一体に誘致しようとしている、アメリカのカジノを中核としたIR（統合型リゾート）についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、世界のカジノに営業停止、閉鎖が広がっています。日本進出を画策していた世界最大のカジノ企業、米ラスベガス・サンズが5月中旬に、日本からの撤退を表明しました。それでも日本政府は、「IRは、観光立国をめざすわが国にとっては不可欠だ」として、来年1月から7月に、IRの誘致自治体が国への申請を行なうスケジュールを変えないとしています。しかし、衰退した海外カジノ企業に地域社会の運命を委ねていいのか、真剣に考え直す時ではないでしょうか。カジノ問題に詳しい、国際金融論が専門の鳥畑与一静岡大学教授は、「計画を中断し、予算や人的資源をコロナ感染対策にまわすべきです」と指摘をされています。

昨年の2月議会の代表質問で、西脇知事は「法律に基づいて、他府県がIRを誘致されることに対して、京都府としては賛否を表明する立場にはございません」と答弁されました。しかし、西脇知事は、山田前知事に続いて、関西広域連合のなかで観光政策を担当しておられます。関西広域連合の第4期広域計画では、「大阪・関西万博」の開催について、「広域観光資源として関西への誘客を進めるためには、個別の文化資源の輝きを守るとともに、関西全体でその活用を図ることが重要である」と位置づけています。大阪府・大阪市のIR誘致計画は万博誘致と一体であり、関西全体の観光政策の中心に位置づけられているわけですから、大阪府・大阪市のIR誘致計画を断念することを働きかけるべきではありませんか。ここまでお答えください。

【知事答弁】 浜田議員のご質問にお答えいたします。観光戦略についてでございます。京都府総合観光戦略は本格的な人口減少社会における地域振興を図るうえで観光の果たす役割に大きな期待が寄せられていることから、観光を単に観光客を呼び込むだけでなく、関連産業との連携を図る総合政策として策定したもので、盛り込みました計画も外国人観光客誘致のみに重点を置いているものではございません。今回新型コロナウイルス感染経の影響により感染拡大防止対策の充実に努め、第二波、第三波への備えに万全を期しながら、段階的に国内から観光振興を進めていくこととしております。京都の産業構造が伝統産業からハイテク産業まで幅広いことに加え、独自の技術を生かしたものづくり産業やコンテンツ産業、和食や観光関連産業など極めて多彩でバランスの取れたものとなっており、引き続きそれぞれの産業が成長できますように内需外需のバランスの取れた産業施策を進めてまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【商工労働観光部長答弁】 IR誘致についてであります。大阪府・市のIR基本構想に大阪万博に言及する部分はなく、また関西広域連合の第4期広域計画においても大阪関西万博に向けた観光振興の取り組みとして、外国人観光客が関西各地を訪れるよう多様な広域観光の展開による関西への誘客、訪日旅行者の増加、拡大を図るための戦略的なプロモーションの展開、周遊力、潜在力を高めるための観光基盤の整備、文化・スポーツ観光の展開、関西各地のDMOとの連携した広域観光の推進を重点方針として掲げており、IRは観光施策の中心には位置づけられているわけではございません。なお、IRに関しましては、国会での議論の末、その整備を推進するための法律が平成28年12月に公布施行されており、この法律に基づいて他府県がIRを誘致されますことに対しまして、京都府としては賛否を表明する立場にはございません。

中小の観光関連事業者が事業を継続できるよう支援を

【浜田議員】 知事から答弁をいただきましたけれども、京都府の観光政策が外国人観光客誘致のみではないとおっしゃられましたけれども、明らかに外国人観光客優先というか、そこに本当に力点を置いてやってきたのは事実だというふうに思うんですね。で実際に今議会に提案されています6月の補正予算案を見ますと「安心・安全な京都観光推進事業費」ということで、国の「Go Toキャンペーン」に呼応した事業があります。コロナ感染を克服した後の需要喚起策だと思いますけれども、今後国内から中心に、観光客を戻していくということになると思うんですけれども、もちろん、いま需要喚起策も大変大事ですけれども、今、緊急に求められているのは、この間のコロナ感染の広がりで見光客が激減をして、廃業の危機に陥っている飲食店やお土産屋、民宿、老舗の旅館など、中小の観光関連事業者が事業を継続できるための支援ではないでしょうか。地方創生臨時交付金の活用などで事業者に直接届く支援策を行うべきではないでしょうか。また、コロナ感染を克服した後に、安心・安全な京都観光を推進するためにも、内需をあたためる経済政策が必要ではないでしょうか。その点もう一度お答えいただきたいと思います。

なお、IRの問題については指摘要望だけしておきたいと思います。先ほど答弁ありましたけれども、IRというのは国際会議場や展示場、ホテルや劇場などを併設する巨大施設に多くの客を集めてそれをカジノに誘導してカジノの高収益をエンジンに回していくというモデルになっています。世界の医療関係団体が5月末、G20首脳にあてた公開書簡に、「世界がいま必要としているのは『健全な復興』だ」という一節がありました。ギャンブル依存症をはじめ社会に多大な害悪を広げるカジノは「健全な復興」とは真逆の存在です。そのカジノを関西に持ち込ませないために、大阪府・市に対してIR誘致は断念するよう求めていただきたい。これは要望しておきます。先の再質問にぜひお答えください。

【知事答弁】 浜田議員の再質問にお答えします。京都の観光事業者が、この新型コロナウイルス感染症によりまして、大変厳しい状況にあり、廃業の危機にさらされた方もいるという認識は十分に共有しております。そのために、融資、また給付金をはじめ、国、京都府の用意しております施策を総動員して、そうした方たちに直接支援が届くように努力をいたしております。ただ一方で持続的な経営をし、将来にある程度夢を持っていただきますためにも、徐々にではございますけれども国内観光を中心に観光需要を少しずつ取り戻していくことも観光事業者にとりましては、極めて重要な施策と考えておりまして、そうした思いを込めまして累次の補正予算もお願いし、また国の「Go To キャンペーン」も活用して、あらゆる施策を総動員して、国内観光の段階的な回復に努力をしてまいりたいと考えております。

【浜田議員・指摘要望】 知事の方から融資など支援しているとありまして、先ほどの荒巻議員の質問に対しては持続化給付金だとか休業要請に伴う支援の話も出ました。これらの施策は大事な施策ですけれども、いずれもその対象にしても規模にしても極めて不十分で、これでは今の、本当に廃業に追い込まれそうになっている観光関係の事業者は本当に大変だと思うんですね。だから提起をしましたように、地方創生臨時交付金の活用などもして事業者に直接届く支援を、ぜひやっていただきたい。京都の経済を支えてきた地域の大切な観光業をつぶさないための支援を行うことを求めまして、次の質問に移りたいと思います。

子どもの貧困打開、医療費の無償化を

【浜田議員】 新型コロナウイルスの感染拡大のもとで、経済的・社会的に立場が弱い人ほど大きな犠牲を強いられる事態が続いています。なかでも、一番の犠牲になっているのは、貧困のもとに置かれている人々や子どもたちではないでしょうか。私どもがとりくんでいるアンケートには4人の子どもを育てているシングルマザーの方からの窮状の訴えなど、切実な声がたくさん寄せられました。あらためて、子どもの貧困の打開に力を尽くすことが必要だと思います。

一つは、子どもの医療費負担の軽減です。西脇知事も、京都新聞社のインタビューで、今回の学校休校に伴う保護者負担に触れて、子育て支援のシステムの見直しを優先課題にあげられました。わけでも、保護者のみなさんが、お金の心配なく、子どもを病院に連れて行けるようにすることは急務だと思います。2月議会の一般質問で、子どもの医療費助成制度の拡充を求める質問にたいして、松村健康福祉部長は、「京都府の役割は制度の基礎となる部分を作り、市町村の取り組みを支えること、昨年9月には制度の拡充を図ったところですよ。そのうえで、各市町村は地域の実情を踏まえて独自の措置を講じられているところですよ」と答弁されました。しかし、市町村には施策の優先順位や子どもの人数にも差があるわけですから、市町村独自の措置に委ねれば市町村間の支援に格差が生まれるのは当然のことです。今回のコロナ禍の体験をふまえて、国の制度として子どもの医療費の無償化を求めるとともに、京都府の支援額を引き上げるべきではないでしょうか。

すべての中学校で全員制の温かい学校給食を

二つ目に、すべての中学校での全員制のあたたかい学校給食の実現です。今回のコロナ感染で学校が長期に休校となり、学校給食も中止となって、私どもが行ったアンケートでも、小学生の2人の子育てをしながら、福祉施設で看護師として働いている女性から「毎日感染対策を講じるため業務はかなりハードになりました。毎日、子どもたちのお弁当を作り仕事でも疲労困憊ですよ」という声が返ってきています。一方、私どもこどもたちにもネットのアンケートを行っているんですけども、そこには「学校が休みになってお昼ご飯はどうしてる」という質問に、子どもたちからは、「冷凍食品ですませている」「コンビニで買ってきたりしている」などの声が寄せられました。あらためて格差と貧困が広がっているもとで、全員制のあたたかい学校給食の重要性を実感させられました。

2月議会の一般質問で、全員制の中学校給食の実施への京都府の支援を求めた質問にたいして教育長は「すでに府内の8割の市町村に実施が広がっている。また、未実施の市町村においても殆どの自治体で、基本構想の策定が着実に進められている。府教育委員会としては、引き続き市町村に対して学校給食の意義を伝えるとともに、国に対して給食施設に係る補助制度の拡充を強く求めるなど、市町村の実情を踏まえながら府の役割をしっかりと果たしていきたい」と答弁されました。しかし、実施を準備している市町村では、たとえば、京田辺市では「センター方式で建設はPFI方式も参考に、最も効果的、効率的な方法を検討する」と市教育委員会が報告しており、来年度に実施設計の予定の精華町では、町長が「民間委託を進める」と明言するなど、多くのところが、財政上の理由から民間委託を検討しています。京都府の役割として、「市町村に学校給食の意義を伝える」「国の補助制度の拡充を求める」という従来の枠を超えて、市町村への財政的支援を行なうべきではありませんか。

高校通学費の補助制度拡充を

最後に、高校通学費の補助制度の拡充です。2019年度の予算で住民税非課税世帯の補助基準額が、月額1万7千円から1万円に引き下げられましたが、通学費補助を受けている生徒は通学費を負担している約1万5千人の生徒のうち2%足らずに過ぎません。昨年の制度見直しにあたっては、とくに低所得世帯の負担軽減につながるということを大きな柱として考えたということでしたが、今回のコロナ感染で大打撃を受け、保護者の経済状況がいつそう深刻になっています。そういうもとの、たとえば和束町では、町独自の通学バスの定期代の補助率を2分の1から4月からは3分の2に引き上げています。経済的に厳しくなっている保護者の経済負担を軽減するために、府の補助金について住民税非課税世帯の補助基準だけでなく、住民税非課税世帯以外の世帯の補助基準である2万2100円を引き下げるなど抜本的に拡充すべきではありませんか。

大学生の経済的負担の軽減を

今回のコロナ感染拡大で、学生のみなさんも深刻な影響を受けています。「高等教育無償化プロジェクトFREE京都」のみなさんが行なった「緊急影響調査」では、4人に1人が退学や休学を考えているなど、深刻な実態が明らかになりました。私どもがとりくんでいるネットアンケートにも「生活費を切り詰めている」「退学・休学を考えている」などの声が寄せられています。京都府立大学では授業料減免申請がすでに昨年の2倍にのぼっています。

そもそも、学生をめぐるっては、高すぎる学費や奨学金の返済のために1日8時間近くアルバイトをして授業に出られないなど、深刻な事態にあったところに、今回のコロナ感染拡大が追い打ちをかけて、退学に追い込まれるところまで深刻になったことは明らかです。FREE京都のみなさんの「緊急提言」でも、「新型コロナ感染拡大以前から、親の年収や貸し付けの奨学金、そして高い学費などの理由によって学ぶ権利が保障されていない学生はたくさん存在しています。多くの学生が暮らしている『学生のまち京都』として、1人でも多くの学生が金銭的理由によって学ぶ機会を諦めざるをえないことのないように取り組んでいただきたいです」と述べておられます。こうした切実な声にこたえるために、具体的に質問させていただきます。

2月議会の一般質問で、西脇知事は、「経済的な理由で学費負担が困難な大学生につきましては、国におきまして給付型の奨学金や貸与型の無利子奨学金の負担軽減制度が設けられている」などと答弁され、昨日の代表質問においても、府立の大学以外は、国において対応すべきものという姿勢を貫かれました。FREE京都のみなさんとの懇談でも、府の担当者は、同趣旨の回答をされたと聞いています。しかし、昨日の代表質問で知事も学生が京都経済に果たす役割は非常に大きいというふうに答弁されたように、京都の経済やまちづくりに欠かすことのできない存在である学生の経済的負担軽減のために、国に対して、奨学金の返済猶予や減額を強く要望することは当然のこととして、京都府としてやれることをやるべきではないでしょうか。

現在、京都府の事業としては、就労・奨学金返済一体型支援事業と次世代下宿「京都ソリテール事業」がありますが、いずれも、年々予算額が減っています。これらの事業を拡充するとともに、さらに一歩進めて、京都府独自の給付制奨学金制度と家賃補助制度を設置すべきではないでしょうか。お答えください。

【答弁・稲垣文化スポーツ部長】 大学生の経済的負担の軽減についてであります。大学生に対する就学支援は、基本的には高等教育を所管する国において、全国で統一的におこなわれるべきものと考えており、今年度から拡充されました授業料等の減免や給付型奨学金の支給につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました家庭についても、対象とされているところでございます。また、生活費に対する支援につきましても、学生支援緊急給付金やアルバイト学生への休業給付金制度の創設などにより大幅に拡充されたところであります。

京都府では、こうした学生への制度が十分活用されますよう周知に努めるとともに大学連携会議において学生の状況の把握を行います他、大学再開ガイドラインの策定や授業再開支援補助金により、学生が安心して京都で学業に励めるよう大学の再開を支援してきたところであります。また、府立の大学においては、国制度を上回る独自の授業料減免制度を設けているところであり、引き続き経済的な理由で学業をあきらめることがないよう支援してまいります。

なお、就労奨学金返済一体型支援事業は、中小企業の人材確保の観点から奨学金の返済を抱えた若者の事業であり、京都ソリデール事業は若者の定住促進をはかるため、高齢者宅の空き室に低廉な負担で大学生等が同居し、交流する事業であります。就労奨学金返済一体型支援事業を活用する企業数は、平成29年度の14社から令和元年度末で67社に、また、京都ソリデール事業における同居成立件数は平成28年度の4件から令和元年度末で26件に増加するなど、着実に成果が上がっております。引き続き、これらの事業が学生等の支援にもつながりますよう積極的に取り組んでまいります。

【答弁・松村健康福祉部長】 子育て支援医療費助成についてでございます。この制度は、すべての子育て家庭を社会全体で支える観点から、所得制限を設けず京都府と市町村が一体となって作り上げてきた全国トップクラスの制度であり、今回のコロナ禍にあっても親の収入に左右されることなく、子どもの健康や医療を守るものでございます。京都府、市町村ともに厳しい財政状況でありながらも、昨年9月には通院費の自己負担上限額を月3000円から1500円に半減し、制度拡充を諮ったところでございます。そうしたなか、京都府では、市町村の財政負担を軽減するため、国に対してナショナルミニマムとして義務教育終了までを対象とする全国一律の制度化と国民健康保険のペナルティの全廃を強く求めているところであります。制度のあり方につきましては、昨年9月の拡充後の受診状況を見極めますとともに、各市町村の意見を十分お聞きするなかで、持続可能で安定した制度として維持してまいりたいと考えております。

【答弁・橋本教育長】 中学校給食についてであります。未実施の市町村においても殆どが基本構想を策定されており、今年度は基本計画の策定や実施設計に取り組むところがあると聞いております。関係の市町におかれましては、今後、中学校給食の実施にむけ、施設整備の内容や運営の方法等について具体的な検討を進められるものと考えております。一方で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費につきましては、当該学校の設置者の負担となることが、学校給食法により規定されているところであります。府教育委員会といたしましては、文部科学省の給食施設整備の国庫補助事業の申請や食物アレルギー及び食育の指導なども含めた学校給食の開設にともなう指導助言により、関係の教育委員会を適切に支援するとともに、引き続き国に対して施設整備にかかる補助制度の拡充について強く要望してまいります。

次に、高等学校生徒通学費補助制度についてであります。遠距離通学費により、高額の通学費を負担している公立高校生の保護者への経済的負担を軽減するという観点から、通学費の一部補助を実

施してきたものでございます。通学費は、本来ご家庭でご負担いただくものだと考えており、全国的にも通学費補助を実施する府県が数少ない中、京都府として独自に通学費への財政措置を行ってまいりました。

昨年度には、低所得者に対する制度の見直しを行い、年収約250万円未満の住民税所得割非課税世帯を対象に、通学費月1万7000円を超える場合に補助していたものを、1万円を超える場合に補助するよう拡充をはかりましたが、結果、受給者が約2倍になったところでございます。今回の新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合、奨学のための給付金につきましては、前年度所得にかかわらず、急変の状況をふまえて対象とできるよう制度を拡充したところであり、高等学校生徒通学費補助につきましても、こうした取り扱いに準じて柔軟な対応ができないか検討を進めているところでございます。

【浜田議員・再質問】いくつか再質問をさせていただきます。子どもの医療費の負担軽減については、答弁では市町村の意見を聞いてというお話がありましたけれども、その市町村の実態というのは、財政的に困難な中で独自の財政負担を行なって医療費の軽減を行っているのが実態です。そのために、京都市と他の市町村では医療費負担に格差が生まれている状況になっています。府内のすべての子どもの医療費負担を軽減するために、京都府が財政支援を増やすことで、市町村を支援することが必要ではないでしょうか。もう一度おこたえいただきたいと思います。

そして、中学校給食の問題ですけれども、基本計画や実施設計が多くのところでは始まっているという話がありましたけれども、実際に、今回のコロナ感染を通じて、本当に格差と貧困がさらに広がっているもとの、全員制の学校給食の必要性はいつそう明らかになりました。しかし、市町村の財政状況も悪化しているために、学校給食を実施するためには、民間委託に頼らざるをえなくなります。民間委託になりますと、もうけのために食の安全が軽視されかねません。また、宇治市などで民間業者が撤退するという事態が起こりましたけれども、事業の安定性という点でも直営が必要ではないかと思えます。府内のすべての子どもたちに安全であたたかい給食を届けるために、先ほど市町村が運営主体だということが繰り返し答弁がありましたけれども、大阪府などでは施設整備に財政支援を行って一気に広げたということもあるわけですから、ぜひ京都府の財政支援を求めたいと思います。これもお答えいただきたいと思えます。

学生支援の問題ですけれども、所管が、大学は国だと、高校は京都府だというスタンスを改めるべきだと思います。今回のコロナ感染拡大によって、16万人の学生の4割近くが京都にいないという状況が3ヶ月続いているもとの、多くの事業所が大打撃を受けています。「学生のまち」京都府として、学生への支援をやることはすべてやるという姿勢が必要だと思うんです。国において行われている給付制奨学金についても、さきほども言われた緊急給付支援金についても対象が非常に狭いわけですから、ぜひ京都府として足らざるどころをやるということによってやっていただきたいと思えます。これも答弁をお願いします。

【再答弁・稲垣文化スポーツ部長】学生に対する支援についてでございますが、さきほどもお答えしましたように、今回、国の制度が大きく拡充されております。京都府といたしましては、まずは、国の支援が学生にきっちりと行き渡ることが重要と考えておましてしっかりと周知してまいりたいと思っております。さらに、大学連携会議などを通じまして本当に学生が何を求めているかなど、丁寧に把握することなどにより、しっかりと学生を支援してまいります。

【再答弁・松村健康福祉部長】 子育て支援医療費助成でございますけれども、京都府の役割は制度の基礎となる部分をつくり市町村の取り組みを支えることにあり、厳しい財政状況でありますけれども、昨年度拡充したところでございます。また京都府では、市町村の財政負担軽減をするため国に対してナショナルミニマムとして、義務教育終了までを対象とする全国一律の制度化、及び国民健康保険のペナルティの全廃を強く求めているところでございます。いずれにいたしましても、子育て支援医療費助成につきましては、市町村とともにいっしょになって作ってきた全国でもトップレベルの制度でございます。

【再答弁・橋本教育長】 中学校給食についてでございます。まず、民間委託方式についてご指摘がありましたけれども、民間委託方式と申しましても、献立の作成や物資の発注等は学校栄養教諭が中心となって、組織的に担当されておりまして、決して民間丸投げではございません。また、給食の質の確保にむけて、調理方法や衛生管理について学校の設置者や学校が委託業者への指導を適切に行っているところであり、これは直営、民間委託の別にかかわらず、衛生面や安全性を確保しながら、学校給食が行われるものと承知をしております。その上で、給食施設設備への助成ということでございますけれども、以前からお答え申し上げておりますように、既に大半の市町におきまして給食を実施されておりますが、いずれも学校給食法の規定にもとづいて国の補助も活用しながら、独自で整備を進められてきたところでございます。

大阪の例はありますが、当時、大阪府は給食実施率20%台と、飛び抜けて低かったという特殊な事情をふまえて措置されたと伺っておりまして、これ以外に都道府県で助成した例もございません。本府としては施設設備に要する経費についての助成は考えておりません。

【浜田議員・指摘要望】 ウイルス感染というのは富める者と貧しい者を区別しませんけれども、感染症による犠牲は、富めるものと貧しいものに平等に降りかかっているわけではありません。今回のコロナ危機では、とりわけ経済的・社会的に弱い立場に置かれている人々に大きな犠牲が強いられています。今こそ、格差と貧困の打開へ、京都府が本腰を入れてとりくむことを強く求めまして、質問を終わります。

水谷 修 議員（日本共産党 宇治市及び久世郡）

2020年6月19日

日本共産党の水谷修です。まず、大規模プロジェクトの城陽市東部丘陵地開発と京都舞鶴港開発についてです。

城陽市東部丘陵地開発による下流の水害、交通渋滞について

【水谷議員】 城陽市東部丘陵地において、新名神の 2023 年開通に向けて、アウトレット、自動運転専用物流拠点、木津川運動公園再整備と多くのプロジェクトが進んでいます。東部丘陵地の砂利事業は、かつて近畿の砂利供給のその多くを担ってまいりました。土砂流出防備保安林を切り裂き、砂利を採り、その埋め戻しに産廃を投入し地下水が汚染されました。産廃の全量撤去と埋め戻し、保安林の復元、地下水水質監視などが行政の方針として確立されました。ところがです。違法開発を追認し、保安林を全面的に解除、さらに地下水水質監視井戸の閉鎖を行うなど方針の大転換が行われました。許されないことです。

昨年、発表のプレミアムアウトレット開発基本構想に対し、下流の水害、交通量増加に伴う交通公害、地下水汚染問題、地元商業への影響など、住民から不安の意見が上がっています。しかし事業者は、意見に十分応えることなく、本年 4 月に基本計画を発表し、夏にも着工、24 年開業というペースで進めようとしています。

新東名・新名神開通に合わせ 6 車線化し、海老名南、豊田、城陽の各インター付近に自動運転トラック隊列走行の専用物流拠点を作る計画です。この物流拠点は、荷物の積み降ろし、隊列結合・分離に使い、別の道路に向かうための乗り換え場所としても利用するもので、東部丘陵地青谷地区整備ゾーンが想定されています。今、周辺の土地の流動化が進んでいます。国道 307 号線など生活道路への車の流入や、浸水被害が甚大な天井川でもある青谷川の安全性が極めて心配です。また、高速での自動運転化は、東京への一極集中と、運輸産業における寡占化をさらに加速するものとなるのでしょうか。

木津川運動公園の再整備は、「広域観光拠点形成のための基盤整備」を P F I 事業など官民連携手法で「スタジアム公園」「アウトドア施設改修」など公園を大きく拡張するものです。これも車の公害、下流の水害の懸念があります。

そこで伺います。下流の水害についてです。進行中の古川改修は床上浸水軽減が目標で、床下浸水を防ぐことができない暫定的改修です。上流の保安林を解除して開発することは危険です。さらに開発地では府条例に基づく調整池方式とされています。下流の古川は内水氾濫常襲地域です。内水氾濫は、洪水の総流量が、湛水力を超過することにより発生するものです。一方、外水氾濫は河道の許容量を洪水が上回り溢水するものです。溢水の機序が違うのです。上流開発池の調整池はピークカットが目的であり、洪水の総流量を減らさないため、内水氾濫の防御にはなりません。そればかりか洪水が遅れて流下してくるので、水害発生以降も長時間にわたる洪水で被害を拡大することになってしまいます。保安林を解除しての開発、また、内水氾濫常襲地域の上流での調整池方式は、内水氾濫を防御できないので、認めるべきではありません。お考えをお聞かせください。

渋滞悪化の問題ですが、アウトレットの基本計画資料によりますと「来客車両の誘導経路は幹線道路（新名神・東部丘陵線）とします」とし、隣接地域の生活道路への来客車両の侵入を防ぐとしています。ところが基本計画をよく読むと、東部丘陵線から、国道 24 号線や旧 24 号線（府道城陽宇治線）や府道山城運動公園城陽線に誘導する計画です。これらの道路は、日常的に渋滞している生活道路であり、生活道路にさらなる渋滞をもたらす計画と言えます。また本府が進める都市計画道路城陽橋などの交通配分計画も狂ってしまうでしょう。生活道路に深刻な渋滞をもたらすことについて所見をお聞かせください。隊列倉庫物流拠点や木津川運動公園拡張がこれに加われば、生活道路の深刻な渋滞をもたらすことは必定ではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

舞鶴港国際埠頭二期工事は一旦立ち止まり見直し、再開発計画の再検討を

【水谷議員】舞鶴港開発についてです。国際埠頭開発の総事業費は現在 519 億円で残事業を含めると 614 億円にもなっています。うち補助事業は 138 億円で、また直轄事業 265 億円の 45%が府負担であり、本府の負担は甚大です。取扱量の増加と用地不足を理由として、二期工事に着手し事業が進められています。

舞鶴港の取扱量実績と計画と比べてみるとどうでしょうか。コンテナ取扱貨物量は 2018（平成 30）年度実績 1 万 8623 T E U（T E Uはコンテナの量の単位で 20 フィートコンテナ換算）で、2023（平成 35）年度推計値 3 万 2315 T E Uと比べると 58%で、大きな乖離があります。公共埠頭での外貿取扱量は、2018（平成 30）年度実績 60.1 万トンで、2023（平成 35）年度推計値 185 万トンの 31%に過ぎず、極めて大きな乖離があります。港湾計画は 2013（平成 25）年に策定された 10 年計画で、実績が大きく下方にぶれているにもかかわらず、とにかく港湾整備を推進しています。包括外部監査でも「2013（平成 25）年 12 月港湾整備計画改定時の状況と大きな乖離がある為、」「港湾計画の見直しの要否を検討すべき」と指摘しています。

舞鶴港開発は、物流・人流・発電を柱に進めてこられました。物流の実績は述べたとおりであり、地域の物づくり産業を育てることが十分進んでいないことなどから、結局、推計値を大きく下回っています。運輸産業も既存の大手企業の仕事となっているのが実情ではないでしょうか。産業立地との整合性なき港湾整備で、工事のための工事になってしまっているのではないのでしょうか。人流事業も、クルーズ船の消費額は、せいぜい一人当たり 7～8 千円であり大きな地元効果をもたらしていません。発電事業は、港湾風力発電も実らず、地球環境に悪影響の石炭火電は将来を見通すものではなく、府と市がパーム油発電に固執しているだけです。

株式会社「舞鶴 21」は、F A Z 法による輸出入促進を目的に設立し、ビルが建てられたものの、貿易とは関係のない貸しビル状態です。舞鶴には、貿易業務に必須の原産地証明をあげることもできませんし、地元信金が貿易代金の海外送金をやめ、また、貿易アドバイザー業務をしているわけでもなく、貿易事業者や起業を目指す方々のお役に立っていないのが実情と違うのでしょうか。

港湾用地の管理にも問題があります。国際埠頭の間連用地は 76 億円の巨額を投じて 6.1 ヘクタールを造成しました。実に坪あたり 41 万円の築造費です。国際埠頭用地のうち 1.73 ヘクタールを、C E F トランスポーターションに、流通業務・保管用地として、2 億 5764 万円、坪あたり 4.5 万円で売却しました。同社はその多くを目的外の太陽光発電事業に使用しています。港湾局は、太陽光発電の性能の実証のための利用だといいます。調べてみますと同社はこの保管用地を、F I T 事業認定により 20 年間の価格保証を受け営業発電に使っています。明らかに目的外利用で買い戻し条項に当たらないのでしょうか。用地不足だから第二期工事が必要だとの説明と大きな矛盾があります。また、港湾の入り口のとれとれ市場の横にある、港湾用地借地に建つ M 社倉庫は 10 数年前から地代も入らないまま、草木だらけで放置されています。港湾用地が足りないというのなら、きちんと管理・整理すべきです。

そこでお伺いします。国際埠頭二期工事は、一旦立ち止まり見直しするべきです。本府のお考えお聞かせください。

かつて舞鶴港整備は、長田野工業団地と縦貫道と舞鶴港の一体的整備でタテの開発として北部振興に大きな役割を果たしてきたと思います。従前の舞鶴港開発計画に漫然と大金を投じて進めるのでな

く、北部振興に寄与できる舞鶴港開発のあるべき方向、港湾用地管理、港湾事業者支援を含め港湾事業のあり方を再検討すべきですがお考えをお聞かせください。

舞鶴市のパーム油発電所計画は中止を 誘致を進めた府計画は破たん。政治責任が問われる

【水谷議員】 パーム油ディーゼル発電所についてです。6月14日付毎日新聞は「パーム油発電所、事実上の事業断念 アンプ社、MGI清算へ」と報じました。「パーム油バイオマス発電所が事実上、建設を断念する情勢になった」。市は13日の地元説明会で、オーナー会社のアンプ社から「6月中旬に次のオーナー会社が見つからない場合、7月1日からMGIの会社清算の手続きに入る」との連絡があったことを明らかにしたというものです。

知事と舞鶴市長が誘致の信書を書いて、府が発電所立地補助金1億円を出すことを表明してまで、前のめりに建設を進めてきました。FIT認定を受けて20年間の利益が保証されることで投機マネーの出資者を募集してきましたが「共同出資者誘致が困難」になったのです。この誘致破綻は政治責任が問われる大問題です。毎日新聞4月23日付けによれば、アンプ社の撤退の理由は「事業規模が大きく資金調達などさまざまな課題があり、住民の強い反対があった」とのことです。パーム油は熱帯林を伐採して地球環境を壊すものであり、騒音と悪臭、大量の窒素酸化物を放出し周辺環境を壊すものと言わなければなりませんから、地元合意は困難です。知事も答弁されたようにFIT制度は「住民理解が前提」です。

この際、地球環境と舞鶴の地域環境を壊すパーム油ディーゼル発電所計画を本府が推進することはやめるべきです。また、異例の知事の誘致信書まで出し、補助金を条件に前のめりに推進してきましたが、3社目のオーナー会社撤退という事態になったことをどう考えているのかお聞かせください。

ジャパンマリンユナイテッド(JMU)が造船事業から撤退表明し、舞鶴の雇用と経済にとって重大事態になっています。予算委員会でお聞きした時は、本府は雇用者の状況や、関連企業の状況も十分把握しておられませんでした。舞鶴市商工会議所の1000事業所への会員アンケートでは甚大な影響が浮き彫りになり、今後の対策では、緊急を要する支援内容では「新規受注先」が56.2%の事業所が望んでおられます。支援策として71.9%の事業所が「従業員の雇用」をあげています。期待される施策では34.6%が「新規企業誘致」をあげておられます。JMU舞鶴事業所の300人、構内事業所の14関連会社の従業員300人の雇用、また多くの関連企業の経営が破綻に追い込まれようとしているのです。

影響を受ける事業者の状況、労働者の状況、および今後の見通しについてご説明ください。折しもコロナ危機打破のために地域の産業を外需依存、グローバルサプライチェーン依存からの構造転換が必要な時です。かつて、宇治で日産が撤退した時のように、企業立地、関連企業の事業転換、特別の雇用対策なども含めたJMU撤退に対する特別支援策を講ずるべきですが、お考えをお聞かせください。

【答弁・知事】 城陽市東部丘陵地開発についてであります。城陽市東部丘陵地開発は、京都府総合計画に掲げた「新名神を生かす『高次人流・物流』構想計画の中核をなすもの」であり、城陽市が策定された「東部丘陵整備計画」にもとづき、現在、長池地区、青谷地区において先行的に開発計画が進

められております。これらの計画を進めるにあたり、今後、保安林の解除申請が提出された場合は、土砂流出を防止するための構造物や調整池を設置するなど、保安林の解除をしても、災害の危険性がないことにつきまして、国の基準により京都府が審査したうえで農林水産大臣が決定されることになります。

また、開発に伴う調整池の設置に関しましては、平成 28 年 6 月議会において全会一致で御議決いただきました「災害からの安全な京都づくり条例」におきまして、開発面積が 1 ヘクタール以上などの要件に該当する開発行為に対し、総合的治水対策の観点から重要開発調整池の設置を義務づけております。調整池の基本的な考えといたしましては、農地や森林等の持つ保水力が開発行為により低下し、下流地域において浸水被害を発生させる可能性が高まると認められる場合に、降った雨を一時的に貯留し、河川への流出を遅らせることで浸水被害発生の可能性を低減しようとするものでございます。

このため、調整池は京都府が定める技術基準に準拠し、50 年に 1 度の規模の降雨による当該開発地域からの流出量が下流河川の流下能力に応じて定められる許容流量以下に設計されることが求められております。したがって、東部丘陵地開発に伴って開発される調整池は、古川の水位低下に寄与することとなり、むしろ下流域の安全度は高まるものと想定されております。

京都府といたしましては、「災害からの安全な京都づくり条例」をはじめとした適切な規制、指導を通じて、東部丘陵地開発が地域の成長・発展につながるとともに、住民生活との調和が保たれたものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

【答弁・佃府民環境部長】舞鶴市におけるパーム油バイオマス発電所についてでございます。本件は、国の F I T 制度上の再生可能エネルギーによる発電事業であり、温室効果ガス排出量の削減に効果があるとともに、地元雇用の創出、港湾利用の促進など地域経済の活性化にもつながるものと考え、舞鶴市と連携して対応してきたものでございます。今回、本事業の出資企業が資金調達等の理由に、事業から撤退すると表明され、また、先日開催されました舞鶴市・日立造船と住民代表との協議の場において、6 月中に新たな出資者が現れなかった場合、同社が本事業の運営会社の解散手続きに入る意向であるとの説明を行った旨、舞鶴市から報告を受けたところでございます。京都府といたしましては、本事業は地元の皆様のご理解が前提であると考えており、今後とも舞鶴市における地元住民との協議の状況や事業主体の動向をふまえながら対応してまいりたいと考えております。

【答弁・鈴木商工労働部長】 ジャパンマリンユナイテッド株式会社舞鶴事業所の新造船事業の撤退についてでございます。造船は市の基幹産業であることから国、京都府、舞鶴市、経済団体等が特別の対策といたしまして、「JMU 舞鶴事業所対策連絡会議」を設置し、雇用対策や協力企業の経営支援を実施しているところでございます。雇用の問題につきましては、新造船部門の 300 人が順次配置転換される予定で、まず設計部門の約 50 人の方の一部を対象に 7 月から実施されます。JMU には万全の対策を求めています。人事ヒアリングの結果、家庭の事情等でやむなく退職を選ぶ方も出てまいります。このため、4 月に舞鶴商工会議所会員企業 13 社による採用説明会を開催、今後、長田野や綾部工業団地の企業による採用面接会も開催予定としております。また、5 月にはハローワークが JMU 舞鶴事業所で、ハローワークの利用等について説明会が開かれ、従業員のみなさんに寄り添った支援を実施してきたところでございます。JMU によれば令和 3 年度第 1 四半期まで新規造船を続けられるとのことですが、将来を見据え協力企業が国内顧客の開拓や新規事業分野の開発に取り組まれる場合には、エコノミック・ガーデニング等の各種補助金も活用して伴走支援を行ってまいりま

す。今後ともJMUに対し、環境分野等で新たな事業展開を要望するとともに、国・府・市が連携して雇用と産業の維持に取り組んでまいります。

【答弁・富山建設交通部長】 開発に伴う生活道路の交通量増加についてであります。道路の計画にあたりましては、現在の交通状況に加え新たな交通が発生する開発計画などを考慮して、計画交通量を設定するものであり城陽橋等の道路事業についても、想定される東部丘陵地の開発を考慮した計画となっております。一方、開発者から城陽市に届け出があった基本計画におきましては、アウトレットの来客車両は新名高速及び東部丘陵線を誘導経路とし、主に城陽スマートインターチェンジを利用するものとされております。開発者からは今後、大規模小売店舗立地法にもとづく手続きのなかで周辺地域の生活環境の悪化防止のため、来客車両が生活道路などを回避するように対策を検討し適切に対応すると聞いております。

京都府といたしましても、具体的な計画を確認し、周辺道路への影響が十分に緩和されるよう必要な措置を求めてまいります。

次に、隊列倉庫物流拠点につきましては、国が発表いたしました新しい物流システムに対応した「高速道路インフラの活用の方向性中間とりまとめ」におきまして、城陽ジャンクション附近が候補地の一つとして示されておりますが、現在、これにつきましては具体的な計画や規模については承知しておりません。

また、木津川運動公園北側区域については、現在、基本計画を検討している段階でございますが、交通処理につきましては、今後具体的な施設配置を計画し、来園者数などを想定するなかで関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、京都舞鶴港開発についてでございます。港湾の開発利用は、港湾法に定める港湾計画のもとで進めることとされており、京都舞鶴港におきましては、平成25年に改定した港湾計画において、「新規産業誘致と港湾機能の充実等による府北部地域の活性化につながる港づくり」の方針を定め、整備等を行ってきているところでございます。この間、積極的なポートセールスや荷役設備の充実等をはかった結果、大手食品メーカーが工場を増設するなど利用が拡大してきておまして、コンテナ取り扱い量はこの10年で3.5倍に増加し、コンテナヤードの取り扱い能力は限界に近い状況となっております。そのため、まずは未利用地の活用によりヤード不足に対応するとともに、さらなる増加を見据え舞鶴国際埠頭のⅡ期整備にむけた調査を進めているところでございます。今後、国と調整しながら、事業着手にむけた埋立免許申請の手続き等を進めてまいります。

北部振興に資する港湾事業のあり方につきましては、地元経済団体をはじめ北部5市2町の首長や有識者が参加していただいております北部港湾広域利用推進会議を設置し、例えば、「日本海側の玄関口としての観光ゲートウェイの機能強化」や「地域資源を生かし、連携と協働による京都府北部のブランドの創出と交流活性化」などについて議論をしているところでございます。また、港湾関連用地につきましても、区分条例等に合致しているかを審査し売却対応の契約を結んだ上で、職員が巡回する等、適切な管理に努めているところでございます。

現行の港湾計画は平成10年から概ね10年を目標年次としており、今後地元の声を反映し、京都舞鶴港が府北部の振興によりいっそう寄与できるよう改定にむけた検討を進めてまいります。

【水谷議員・再質問】 まず、東部丘陵地開発ですが、調整池はネック地点の許容量で計算しています。問題になっているのは、それより下流の古川で溢水が内水氾濫で起こっていることで、それとは関係

ないことをしたって内水氾濫を防止できないということでもありますので、指摘しておきたいと思いません。

東部丘陵の一連の開発がトラックの自動運転などまだわからないというけれども、本府の負担や地元自治体の負担、どのような事業量になるのか明確にすべきだと思いますのでお聞かせいただきたいと思いません。

舞鶴港については、先ほど言ったとおりでございますが、パーム油発電について再度、伺います。パーム油発電については、今後の動向を見たいというけれども、どう考えても出資継承企業が現れずに事業が破たんしたと思いません。1億円の補助金を約束して信書まで出して推進してきたことについての総括と責任の取り方が必要だと思いますが、その点について見解を問うものでございます。

【知事・再答弁】 城陽市東部丘陵地開発の全体像というご質問でございましたけれども、これは総合計画に示した新名神を生かす「高次・人流物流構想」の中核でございまして、現在は城陽市が策定をされました東部丘陵地整備計画、これにもとづきまして長池地区、青谷地区の先行的な開発計画が進められておりまして、当面、この先行的な開発につきまして城陽市の意向を十分にふまえながらその進行に支援をしてみたいと考えております。

【佃府民環境部長・再答弁】 舞鶴市におけるパーム油バイオマス発電所についてでございます。本事業の推進にあたりましては、舞鶴市に立地の企業の市外流出による地元経済への影響を懸念されました舞鶴市からの相談を受ける中で、舞鶴市と連携して対応してきたものでございます。

京都府といたしましては、事業の推進にあたりまして、地元のみなさんのご理解が前提と考えております。この間、舞鶴市におかれましては地域住民のみなさまと協議・対話を重ねておられるところでございますので、今後とも舞鶴市における地域住民のみなさまの協議や事業主体の動向をふまえながら対応してみたいと考えております。

【水谷議員・指摘要望】 東部丘陵については、全体の計画は知っていますがどのくらいの財政規模かということも明らかになってないし、地元の負担もよくわからないということですから、そういった全体像を明らかにするべきだと思います。パーム油発電は、府と市が前のめりになって補助金も出す約束をしてやってきたのに破たんをしているということについて政治責任があるのではないかということは何もお答えがされていません。今後、別の機会に詰めていきたいと思しますのでよろしくお願い致します。

洛南病院の建て替えは現場、利用者、地元の意見を十分反映して

【水谷議員】 次に洛南病院の問題ですが、改築後30年を超え、また、スーパー救急やリハビリの環境整備、医療監察法ベッドなどに対応をするため、建て替えることになっております。今、基本設計途上です。本年実施設計の予定で、基本構想では、清潔・不潔の動線が区分されていません。本府が、医療法第25条による所謂「医療監視」によって、洛南病院が清潔・不潔の動線が分離できていないことについて指導しているようですが、どう指導しているのですか、説明ください。そして、洛南病院改築を進める本府は、基本設計において清潔・不潔の動線分離について、未だに改善しようとしておりません。このことについてどうするのか、ご説明いただきたいと思いません。

また医療監察法による施設17床を、新たに設けることになっていますが、医療監察法施設を設けること、および、設計・計画について、障がいのある人の「完全参加と平等」の理念の下、せめて当事者のヒアリングをして反映するべきですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

【健康福祉部長・答弁】 洛南病院の施設整備計画についてでございます。京都府においては医療法第25条にもとづき、すべての病院の医療監視を毎年実施しておりますが、洛南病院においては、給食の配膳や下膳等の動線も区分されており、清潔を保持する項目において指導対象とはなっておりません。

昨年度から進めております建て替えにかかる基本計画については、安全で効率的な医療環境を整えるため、医師、看護師などの医療従事者や、患者の動線についても考慮して盛り込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、業者との面談が十分に行えないなどにより、繰り越しを行い、現在取りまとめているところであり、基本設計にかかる変更の必要はないと考えております。

また精神科病院における救急病床数につきましては、令和2年度の診療報酬改定により、病院の規模に応じて病床数に上限が設けられましたので、実施設計の中で見直しを行い、急性期病床へ転換する予定としております。

次に医療観察法病棟につきましては、平成29年度に、精神障害のある方の家族会も参画する「医療監察制度運用に関する今後のあり方意見交換会議」で、医療監察法の目的は対象者の社会復帰であること、洛南病院での整備が妥当であることとのご意見をいただいております。今後関係者の話を伺い、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

【水谷議員】 洛南病院の清潔・不潔の問題ですが、現場から聞いている話と若干答弁が食い違っておりますので、また確認して別の機会に聞きたいと思っております。

いずれにしても清潔、不潔の動線がきちんと分離されるように、十分な設計の改善を求めておきたいと思っております。医療観察法の施設について、関係者の意見も聞きたいとこととでございますので、ぜひよろしくお願いいたします。同時に住民に対する説明を、丁寧に十分していただきたいということを要望して質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

島田けい子議員（日本共産党 京都市右京区）

2020年6月22日

特別支援学校の休校について検証し、今後の対応について検討を

【島田議員】 日本共産党の島田敬子です。先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、新型コロナ感染拡大に伴う、特別支援学校の休校のあり方についてです。

私は同僚議員とともに、特別支援学校や障害福祉事業所をおたずねし、現場の声を伺ってまいりました。与謝の海支援学校では現在120名が在籍しています。保護者の事情などで特例登校した児童生徒は5、6人です。4月16日の緊急事態宣言後は13人ほどが特例登校となりました。寄宿舎も閉鎖となりました。突然の休校で仕事が休めない、共働きやひとり親家庭の子どもと保護者を支えたのが、地域の放課後等デイサービス事業所や日中一時支援事業でした。

また、与謝の海支援学校の宿舎利用児童生徒は15人。2月の突然の一斉休校により、全員在宅生活となりました。児童生徒たちは、丹後半島の各地域から、1時間半とか2時間もかけて、週に何回か、保護者が送り迎えし、日中一時支援事業を利用しました。寄宿舎生活で身につけていた生活リズムが突然の休校で崩れたり、食事がバラバラになり暮らしが崩れてしまった子もいます。昼夜逆転、ゲームへの依存、あるいは虐待が疑われる子どももあるといます。休業が長期化する中で、たいへん大きなストレスを子どもと保護者に与えているのです。学業だけでなく、日常生活を壊すところまで影響は及んでいます。

また、事業所では、「感染の不安があっても、必要とする人たちへの支援を途切らせてはならない」との一心で頑張っておられましたが、もともと施設は学校よりもはるかに劣悪な環境です。「密閉、密集、密接」は避けられず、マスクや消毒資材も不足し、職員は「感染するのではないか、クラスターになったらいけない」等の恐怖感も抱きながら、懸命に子どもと保護者を支えました。「学校の方がよほど広く、三密対策をとれるのではないか」との声も出されていました。

そこで伺います。丹後地域では一人も感染者が出ていませんでしたが、一律の休校が必要だったのかどうか、しっかり検証する必要があります。今後の第2波・3波に備えて、今回の臨時休校で子どもたちや保護者にどのような影響があったのか、アンケート調査なども行って中間的な総括を行い、今後の対応策について検討すべきと考えますが、いかがですか。

また、向日が丘支援学校では、寄宿舎を6月末まで閉鎖し、7月以降も未定でございました。保護者からは早く寄宿舎を再開してほしいとの声が上がっていました。寄宿舎の果たしている重要な役割を考えたとき、一刻も早く再開すべきです。与謝の海支援学校や他の寄宿舎も再開したのに、なぜ向日が丘支援学校は寄宿舎を再開しないのですか。お答え下さい。

障害児者施設の感染防止対策、安定的な運営についての支援を

【島田議員】次に、障害児者福祉施設への支援についてです。

事業所では、引き続き感染防護のための資器材が不足しています。マスクやアルコール消毒液の確保、非接触型体温計、防護用着衣などの備品が配備できるように、また感染者が発生した場合、利用者の人権や生活が損なわれないことがないよう、市町村と連携し、十分な対策をおこない、感染防止や感染者発生時の具体的なマニュアルの策定へ現場への支援を要望します。

感染すれば重度化の危険がある方々が利用しているだけに、職員たちは毎日緊張の連続です。感染の疑いがある利用者や職員にPCR検査がスムーズにできる体制をつくってほしいとの声が出されています。また、コロナ対応で連日、感染予防対策や各種補助金など、国の事業を紹介する通達が事業所にファックスで送られてくるものの、現場の対応力が追いついていません。そのため、職員が安心して従事できるよう、PCR検査のさらなる拡充を行うとともに、事業所の疑問や相談に応じるために、保健所の体制を拡充する必要があります。いかがですか。

さらに、これら、障害児が利用する事業所では、休業や利用控え、自粛要請にともなう大幅な収入減少に直面しています。きょうされんが行った3月時点の事業所調査では、移動支援や居宅支援のキャンセルが相次ぎ、9割を超える事業所が減収となり、小規模事業所は存立の危機と訴えておられます。「短期入所は全く行政からの支援がない、収入減が重くのしかかり、事業としてなりたたない」「成果主義や日割計算をやめ、安定した運営にしてほしい」との声が出されています。

ある法人では、前年同月比で、小学生対象の放課後デイで41.9%、こども発達相談事業では52%減

少など、事業ごとに軒並みの減少ですが、法人全体では28%減少にとどまることから、5割以上の減収が基準の持続化給付金に該当しません。雇用調整助成金も活用できない施設がほとんどです。障害のある人にとってなくてはならない事業を絶対になくしてはなりません。

そこで伺います。国に対し、持続化給付金の要件緩和など改善を求めるとともに、障害者支援費制度における日額方式から月額報酬方式へ、報酬体系を見直すよう求めています。また、従前と比較して大幅に減少した事業所には京都府独自の補填を行うことが必要と考えます。いかがですか。

また、厚生労働省は障害福祉サービスなどの取り扱いに関する通達で、利用者の自宅での健康管理や相談支援などを行った場合、報酬の対象とすることが可能だとしています。しかし、「市町村が認める場合」に限っているため、府内自治体でも対応が異なっております。国と府の責任で施設が安定して運営できるようにすることが不可欠と考えますがいかがですか。

事業所で働く人の多くが、非正規や善意で支援をいただいている地域の高齢者が多い現状であり、慢性的に人手不足が生じている状況ですが、新型コロナの感染拡大が追い打ちをかけています。もともと、職員配置や施設に関する基準が現場の実態に即していないなど、脆弱な社会福祉制度が大本にあります。社会福祉制度の抜本的な改善が必要です。また、この間、本府単独事業である民間社会福祉施設サービス向上補助金や、重度障害児者在宅生活支援事業補助金を削減・廃止したことも、事業所運営に困難をきたしています。職員給与の一律カット等を余儀なくされた事業所もあります。京都府独自の支援制度の拡充を求めるものです。いかがですか。

医療的ケアの必要な方が地域で安心して暮らせるための体制整備を

【島田議員】次に、医療的ケアを必要とする人たちへの支援の問題です。

「医療的ケアを必要とする人を含む重度障害児者が安心して暮らせるように、京都府北部にも花ノ木医療センターのような施設を作ってほしい」との願いを集め、与謝の海支援学校卒業生の親御さんたちが「なごみの会」を結成され、10年間にわたって活動を続けておられます。

障害がある子どもたちの教育や支援の歴史を少し振り返ってみますと、我が国では1979年まで、義務教育の就学猶予・免除がまかり通り、障害のある子どもたちは教育の対象外に置かれていました。「寝たままのこどもにも教育を」と親たちの痛切な願いを受けて、当時の蜷川民主府政は1967年に向日が丘養護学校を、1969年には与謝の海養護学校を設立し、府下全域の障害児童の教育保障のために寄宿舎を設置しました。在宅の重症心身障害児に対して週2回程度の訪問教育も始まりましたが、その子どもたちのほとんどは20歳を迎えずに亡くなりました。

その後、養護学校の増設、重度心身障害児の教育も進み、1988年、与謝の海では教室に畳を敷いた小学部の「タンポポ学級」、中高生のための「ひまわり学級」ができました。それまでは、医療的配慮を必要とする重度心身障害児は家庭で育てるのが困難なために、「花の木」や、福井県の三方療養所などに入所するケースもありました。また、「タンポポ学級」「ひまわり学級」で過ごした生徒が卒業する時期を迎えますと、その進路は遠く離れた施設に入所するか、在宅で過ごすしかありませんでした。そうした中で保護者や住民の運動で無認可の重度心身障害者通所援護事業所がつくられました。そのようにして、地域で暮らしてきた方々が年齢を重ね、胃ろうや気管切開などの医療的ケアが必要となってきたのです。

「なごみの会」の皆さんの声と運動に応え、わたくしも府議会で要望を重ねてきましたが、この間、2015年1月から、北部医療センターに空きベッド活用型の医療型ショートステイ事業が始まり、さら

に、2016年4月からは、京丹後市立弥栄病院、久美浜病院でも実施が拡大されました。

この事業はたいへん喜ばれました。病院なので、医療的ケアが必要な人たちが安心して利用でき、体調が良ければ、日中は病院から、それぞれが利用している地域の通所施設に通うことができます。しかし、病院のベッドが空いていないと利用できません。さらに、保護者の高齢化や重篤な病気のために、ショートステイの枠を超えて、ロングステイが必要となる事例もでてきています。

先日、私は、病院のショートステイを利用しながら、日中活動を通所施設で過ごすN君を訪ねて施設を訪問しました。ちょうど、風呂上がりで看護師さんに髪を乾かしてもらっているN君が、満面の笑顔で迎えてくれました。隣では、胃ろうカテーテルで栄養補給を受けている方もいました。他者の支援なしには生きられない重度の障害者とともに、自閉症やダウン症の若者たちも一緒に生活をされていましたが、皆さんの表情はたいへん生き生きとして、とても明るく、心和む空間でした。重度の障害があっても地域で家族と一緒に暮らし、地域の人たちとともに生きることができる条件が少しずつ整ってきたことを、とてもうれしく思いました。病院ではこうはいかないなあをつくづく思いました。

親御さんたちも齢を重ねました。「自分は、子どもを残して先に死ぬわけにいかない。子どもが先に死んでくれるのを願うばかり」と言われました。「小規模でいいから、地元で、住み慣れた地域に、家族と仲間たちと過ごしながら、支援が必要な時にはそれが受けられる拠点が欲しい」「安心して医療的ケアが受けられる施設がほしい」と、切実に願っておられます

そこで伺います。まず、医療型ショートステイ受け入れ体制強化事業についてですが、この事業は2018年度から京都府全域に拡大されましたが、助成額は当初、1人1日の利用上限額が25,000円から10,000円に切り下げられました。新規利用者へのアセスメントにかかる医療機関への助成上限額35,000円が新設されたものの、受け入れ医療機関側の運営が厳しくなっていると伺っています。医療型ショートステイを、いつでも必要なだけ利用できる制度へと拡充し、予算の増額を求めますがいかがですか。

この間、丹後圏域・障害者自立支援協議会医療的ケア部会が実施した「医療的ケアを必要とする方と家族の地域生活に関するアンケート調査」では、「親が元気なうちは自宅で一緒に暮らしたいが、体力も限界。将来は医療のある施設が希望。近くに施設があればと思う」など、グループホームや医療が整った施設を希望する声が多く寄せられています。

2001年にあみの福祉会が丹後旧6町の支援学校卒業生の通所施設として開設したチューリップハウスには26名が在籍し、気管切開や胃ろう、酸素吸入など医療的ケアを必要とする重度の心身障害児者が5名利用されています。こうした医療的ケアを必要とする人たちのためのグループホームや医療型ショートステイ事業を行おうと計画していますが、看護師が確保できず、実現していません。

そこでいかがいます。現在亀岡以北の拠点である花ノ木医療センターから丹後自立支援協議会にも参加をいただいて、保健所を核に、より広域的な調整やネットワークによる人材確保などにもつながるような協議の場を設けてはいかがでしょうか。また、「府北部にも、重度心身障害児者の入所やショートステイが可能な施設を」。この願いをどう受け止められ、どのように対応されますか。見解を求めて、最初の質問といたします。

【西脇知事・答弁】 島田議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響を受けている障害児福祉施設への支援についてでございます。障害児福

祉施設におけるサービスは、障害やそのご家族を支えるサービスであることから、京都府では緊急事態装置を決定した後も、感染予防対策を徹底したうえで、事業を継続いただいたところがございます。しかしながら、利用者が通所を控えられるなどの影響で、収入額が減少している施設もあり、安定した運営ができるよう、支援していく必要があると考えております。

雇用調整助成金については、障害児福祉施設を含むすべての業種が対象とされており、特例措置の拡大を国に対して要望するなかで、収入減少要件の緩和、雇用保険の被保険者でない方への対象の拡大、日額上限額の 15,000 円への引き上げなど、要件緩和や制度拡充が実現しております。一方、福祉施設からは、「雇用調整助成金の制度がよくわからない」「利用しづらい」といった声をお伺いしており、京都テルサに設置した中小企業雇用継続緊急支援センターでは、社会保険労務士等の派遣によりまして丁寧に説明させていただきますので、ぜひご相談いただきたいというふうに考えております。また、持続化給付金についても、全国知事会を通じて対象拡大の要望を行い、社会福祉法人が対象になったところであり、減収要件につきましても緩和を求めているところがございます。さらに、福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会福祉施設に対する無担保・無利子の融資制度の貸付額が、6000 万円まで拡充をされております。こうした国の支援制度の周知に努めているところがございます。

今後、感染拡大防止に向け、感染症対策の研修の実施や、パーティー等に必要な資器材の整備等を支援することとしており、今議会に総額 30 億円の予算を提案しているところであります。障害福祉サービスにつきましては、本来、障害者総合支援法の枠組みの中で、継続的で安定したサービスを提供すべきものでございます。国においては、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取り扱いとして、職員配置基準の緩和や学校・企業にかかる休日単価の適用などの報酬体系の弾力的な運用がなされておりますが、京都府では国に対しまして、看護職員の配置や送迎にかかる加算制度の充実・改善などを求めているところがございます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた障害児福祉施設に対し、国の支援制度が活用できるようなたらきかけるとともに、国に対して報酬制度の充実を求め、安定した事業所の運営ができるように努めてまいります。

【松村健康福祉部長・答弁】障害児者福祉施設に対する支援についてでございます。京都府では、医師により PCR 検査が必要と判断された場合には検査が実施できるよう、検査体制を整備しており、現在 42 カ所の帰国者・接触者外来、2 カ所の京都検査センターを設置し、今後も順次数を増やして検査体制をさらに拡充してまいります。また、感染の疑いがある入所中の障害者の方が、その障害特性などにより帰国者・接触者外来に出向いて検体を採取することが難しい場合には、保健所職員が施設に出向いて、施設職員の協力も得ながら検体を採取するなど、その方の状態に合わせた適正な対応をしております。福祉施設に対する保健所の相談体制につきましては、利用者や職員の感染防止対策等について福祉施設に周知を図りますとともに、問い合わせや相談に対しては個別対応を丁寧に行っております。また、福祉施設に対しては、感染対策に要する費用について補助を行うために、必要な予算を今議会に提案しているところがございます。

次に、障害福祉サービスの取り扱いについてでございます。新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービスの取り扱いについては、事業所の所在する地域で感染が確認され、職員や利用者に感染する恐れがあり、事業所での支援を続けることが困難となった場合には、電話や訪問など代替的

な支援を行った際に、通常提供しているサービスとして臨時的に認められたところです。市町村においては代替的な支援の内容を確認したうえで、利用者の障害特性や体調などに応じて認めているところであり、サービスの質の維持の観点から、市町村格差が生じることなく適切な支援がなされるよう、京都府として適切に指導してまいります。

次に、障害福祉サービスについてでございます。障害福祉サービスについては、国において、平成15年に措置制度から支援費制度へと転換され、利用者の自己決定を尊重する制度とされたところであり、平成18年には身体・知的・精神の三障害が法に位置付けられ、地域生活や就労支援が開始されるなど、利用者が地域で生活するうえで多様なニーズに対応することができるよう、サービス利用にかかる公費支出も拡充されたところでございます。こうした中、京都府においては、国に先駆けて新たな社会的ニーズに対応した府独自の支援策を実施し、国の制度拡充にあわせて適宜見直しを行ってきたところでございます。例えば、医療的ケアが必要な重度障害児者の日中活動の支援を行うデイサービス事業所での受け入れを促すため、平成22年度から、国に先駆け、府独自の看護師加配等の経費に対し補助してきたところでございますが、平成30年度の国の報酬改定において看護師の複数配置に加算制度が充実されたことを踏まえ、京都においては、この独自制度を医療的ケア児のショートステイの受け入れ施設の拡充に向けた補助制度に組み替えるなど、社会的ニーズに対応した充実を図ってきたところでございます。本来、障害福祉サービスについては、障害者総合支援法の枠組みの中で対応されるべきものであるため、今後も安定的な事業所運営が行われるよう、令和3年度から開始される次期報酬改定に向け、看護師の配置加算の要件緩和や単価の引き上げなど、国に対して要望しているところでございます。

次に、重症心身障害をはじめとする、医療的ケアを必要とする方たちへの支援についてでございます。医療型短期入所についてでございますが、京都府では、重症心身障害児者の安定した在宅生活、及び家族の負担軽減を図るため、平成26年度から受け入れ医療機関がなかった北部地域での利用を促進し、自宅に来ていただいているヘルパー等を医療機関に派遣する補助事業を設けるとともに、平成30年度には府域全体の受け入れ医療機関に対して、看護師を加配する経費等の補助事業の充実を図るなど、支援を強化したところでございます。その結果、当該事業を活用された医療型短期入所の利用は、平成29年度には8名・延べ67日、令和元年度には106人・延べ2384日と増加しているところであり、今後も医療機関に働きかけて、医療型短期入所の施設の拡充を図るなど、必要な方が利用できる環境を整えてまいります。

次に、協議の場についてでございます。医療的ケアを必要とする方々を地域で支えるためには、日常生活を支える医療・福祉・教育等、多分野・多職種の連携した支援が必要であります。このため、福祉圏域ごとに、保健所を中心に連絡協議会を設置し、在宅療養を支えるための地域の現状や課題、連携のあり方について検討しているところでございます。また、花の木医療福祉センターも参画する「医療的ケアが必要な児童等への支援方策ワーキング」においても意見交換を行い、府域全体における在宅療養を支える医師や看護師等への、実践的研修やコーディネーター研修など、人材育成に取り組んでいるところでございます。さらに、昨年度作成した障害者基本計画においても、医療的ケアを必要とする方が、地域での生活を安心して継続できる環境の推進を図ることとしており、今後さらに、医療型短期入所の拡充や医療ニーズに対応できるグループホームの整備など、支援体制の充実を検討

してまいりたいと考えております。

【橋本教育長・答弁】 島田議員のご質問にお答えいたします。

特別支援学校の休校のあり方についてでございます。それぞれの学校では、学校休業期間中も定期的に電話等で状況把握を行い、再開後も保護者からの連絡ノートなどを通じて、学校休業中の児童・生徒一人ひとりの状況を丁寧に把握し、指導に生かしているところでもあります。また、放課後に事業所の方々が児童・生徒を迎えに来られる際には、前日の事業所での様子やその日の学校の様子など、職員間できめ細やかに情報共有をしております。今後、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波を見据えた中で、保護者、事業所をはじめあらゆる関係機関としっかり連携をしていきながら、児童・生徒の状況に応じた対応や学びの充実に努めてまいります。

次に、寄宿舎については、密となる対応が多く、感染リスクがとくに高いことから、自宅から通学可能な児童・生徒については、増便をしたスクールバス等での通学をお願いしてきたところがございます。向日が丘支援学校では、全員自宅からの通学が可能のため、開舎を見送っておりますが、現在並行して、感染予防に向けた環境整備や行動様式の策定を進めております。今後、保護者の理解と協力を得ながら、7月1日からの開舎に向けて、準備を進めていきたいと考えております。

【島田議員・再質問】 教育長からご答弁いただきました、特別支援学校の休校のありかたについてあります。寄宿舎、例えば与謝の海支援学校は子どもの数が減っておりまして、寄宿舎では一人一部屋を確保できる条件もあったということです。全国一律で急に来ましたから、検討の余地はなかったかもしれませんが、非常に大きな困難をもたらしております。「京都新聞」紙上で教育長は、「何が正しいかわからず、安倍首相の要請に従ったが、安易に休校し学びを犠牲にすることは望ましくない。可能な限り、開けて教育を受けられるよう、今後の対応については個別の事情を踏まえて休校の可否を検討する」としています。子どもにとって最善の体制をつくるために、子ども、保護者、そして受け入れた福祉事業所のみなさん方の声もしっかりとお聞きをいただきまして、今後の対応策をですね、検討いただきたいと要望をしておきたいと思っております。

障害者の施設支援についてであります。持続化給付金も、再出発補助金も対象にならないということでありまして、いろいろと制度が、障害児施設にかかわっては補助金等のメニューも出てきたわけですが、これがなかなか活用できないということなので、先ほど丁寧にやっているとか、適切なことをやっているということですが、そうでないので、しっかりと支援をいただきたいと要望しています。夏休みが2週間短縮されると、これも事業所収入が減少する見込みでありまして、本当に現場の実態をよくつかんで、必要な支援、そして削られた京都府の単独事業についても、メニューなんかを見直しながら、あらゆる手立てをとって支援をいただきたいと思うわけです。指摘要望に代えます。

医療的ケア児の受け入れ体制についてであります。先ほども紹介しましたように、親御さんたち、親亡き後の心配など含めまして、本当に切実な願いが寄せられております。障害児者福祉計画等で、丹後圏域の課題として、「重症心身障害児ショートステイ受け入れ体制整備事業が、空床利用型であるために、緊急時の対応などの一層の充実が求められる」こと、さらに「医療的ケア児を受け入れる療育施設、保育所がほとんどなく、交通機関が発達しておらず、家族が自宅での介護やケアを強いられている」として、資源の不足を挙げておられるのではないのでしょうか。

丹後圏域・障害者自立支援協議会医療的ケア部会がおこなった「アンケート調査」は、たいへんきめ細かく実態をつかんでおられますので、ぜひこれを生かして、次期の計画に生かしていただきたいと思います。ネットを見ておりますと、ニーズ調査について京都府は、プロポーザルでまた業者に委託しようとしておりますが、こうした調査も必要かもわかりませんが、しかし現場の実態をしっかりと踏まえた調査をお願いしたいと思います。必要な北部での施設整備について、前向きに検討していただくことを要望いたしますが、再度、この必要性について明確にお答えをいただきたいと思います。

【健康福祉部長・再答弁】 島田議員の再質問にお答えをいたします。医療的ケアを必要とする方々が地域で生活するためには、日常生活を支える医療・福祉・教育等、多分野・多職種の連携した支援が必要でございます。このため、京都府では福祉圏域ごとに、保健所を中心に、そういう意味ではこれからの在宅療養生活を支えるための地域の現状、課題、連携のあり方について検討しているところでございます。また、昨年度策定しました障害者基本計画においても、医療型短期入所の拡充、また医療ニーズに対応できるグループホームの整備など、支援体制の充実を検討してまいりたいと考えているところでございまして、医療的ケアを必要とする方々が、地域で生活支えるための体制というのは取ってまいりたいと考えております。

【島田議員】 北部地域の施設について、グループホーム等の検討をするということで、ぜひ期待をしていきたいと思っております。家族への支援もできる、医療的ケアに従事できる看護師がいま慢性的に不足をしております、先ほど申し上げたグループホーム、あるいは保育所等でも、制度はできたんですけど、いらっしやらないんですね。岐阜県などの先進事例に学んで、ぜひ重症心身障害児の看護人材研修などを行って、人材確保対策を強力に進めていただくことも、求めておきたいと思っております。

美山診療所は、入院病床・老健施設含め現在の体制を維持すべき

【島田議員】 では次に、美山診療所についてです。美山診療所では新しい医師が着任をされ、前所長と二人体制で運営が始まり、在宅診療の強化や訪問介護の積極的取り組みなどが行われ、地域でたいへん喜ばれています。

美山診療所のあり方を検討してきた南丹市医療対策審議会は、「現在の診療体制を維持してほしい」などの住民の活発な意見が出され、2月25日に取りまとめた答申では、入院病床の存続や介護老人保健施設の存廃については結論を見送りました。市長は、「入院病床、老人保健施設は休床・休止の方針だが、まだ決まっていない。メインとなる医師の意見を聞く中で判断する」と述べておられます。

ところが南丹市は、これまでの経過や住民の声を無視するかのように、職員組合との交渉の場で、「入院病床を休止し、国保直営診療所になる際には職員は一旦全員解雇し、新しい施設への採用はあらためて試験をすることになる」として、職員全員の雇用を守る約束もしませんでした。職員の間に不安が走っています。

知事はこれまで、南丹市が決めた方向で必要な支援をすると答弁されました。これでは、美山地域の医療を守ることはならないと考えます。コロナ感染症における地域医療の役割があらためて問われています。

地域医療と包括ケアを支える貴重な人材を失いかねない、こうしたやり方はやめるよう南丹市に助

言すべきであります。いかがでしょうか。お答えください。

【健康福祉部長・答弁】美山診療所についてでございます。南丹市では令和2年3月に、南丹市医療対策審議会がとりまとめた答申を踏まえ、来年度から南丹市直営の国保診療所の開設に向けて、準備を進められているものと承知しております。新たな診療所の職員については、南丹市直営であることから地方公共団体の職員として、南丹市が新たに雇用関係を結んでいただくこととなりますが、南丹市において診療機能の確保を含め、適切に対応されるものと理解しております。京都府といたしましても、南丹市の意向やご要望を尊重し、地域に必要な医療提供体制が確保されますよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

【島田議員・指摘要望】ご答弁いただきました。雇用の安定等は必要であります。適切ではない方向にいとっていると。入院病床の廃止などは適切とはいえません。着任されたドクターは、広大な、高齢化著しい美山地域での診療については、入院病床・老健施設の現在の体制は不可欠と、南丹市長に明確に申し入れられたと聞いております。知事にも、住民の命綱だという認識を共有していただきました。ぜひ市長も、議会でもあらゆる場で、ドクターの意見を聞いて判断すると仰っておりますので、現地の声に応じて、府民の命を守るために合理化案は撤回し、その意味での必要な支援をお願いしまして、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

6月18日

荒巻隆三議員（自民・京都市東山区）

1. WITHコロナ社会における今後の観光振興について
2. 文化財所有者に対する支援について
3. 府立医科大学におけるがん最先端医療について

小原 舞議員（府民クラブ・舞鶴市）

1. POSTコロナを見据えた地方創生について
 - (1) 東京一極集中からの脱却と地方分権の推進について
 - (2) 京都府北部地域連携都市圏について
 - (3) 産業構造の変化による人手不足対策について
2. 安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて

田島祥充議員（自民・八幡市）

1. WITHコロナ社会における避難所の在り方について
2. 災害時における効果的な情報提供の在り方について
3. 防災対策の地元課題について
 - (1) 八幡市内一級河川の内水排除について
 - (2) 上津屋橋について

中村正孝議員（自民・亀岡市）

1. 府民協働型インフラ保全事業と緊急しゅんせつ事業について
2. 中小企業への資金繰り支援と緊急融資について
3. 森林・林業対策とコロナウイルスによる影響について

6月19日

石田宗久議員（自民・京都市左京区）

1. 自然災害発生時における避難所の在り方について

2. 府職員や学校教職員のメンタルヘルス対策等について

3. 新型コロナウイルス対応に必要な医療資材の水準や性能について

兎本和久議員（自民・木津川市及び相楽郡）

1. 関西文化学術研究都市の取組について
2. 南部地域の道路整備について
3. 新型コロナウイルス感染拡大による学校活動への影響について

梶原英樹議員（府民クラブ・京都市山科区）

1. 新型コロナウイルスに負けない子育て環境と子どもの夢・希望が実現できる京都府について
2. 交通崩壊の危機について

6月22日

諸岡美津議員（公明・京都市右京区）

1. 避難所について
2. オンライン診療について
3. 困難を抱える子どもや女性の相談・支援について
4. GIGAスクール構想について

堤 淳太議員（府民クラブ・長岡京市及び乙訓郡）

1. 次年度新規卒業者等への雇用支援について
2. 技術スタッフを含む文化芸術関係者の支援について

荻原豊久議員（自民・宇治市及び久御山町）

1. 新型コロナウイルスにおける人権的な配慮について
2. 教育分野における新型コロナウイルスへの対応について
3. 向島宇治線の移設について